

## 【不在者投票についてのご案内】

当市の選挙人名簿に登録されている方が、病院に入院している、学業やお仕事で当市以外に長期滞在している場合等は、不在者投票を行うことができます。

### ▽長期入院（療養）の方

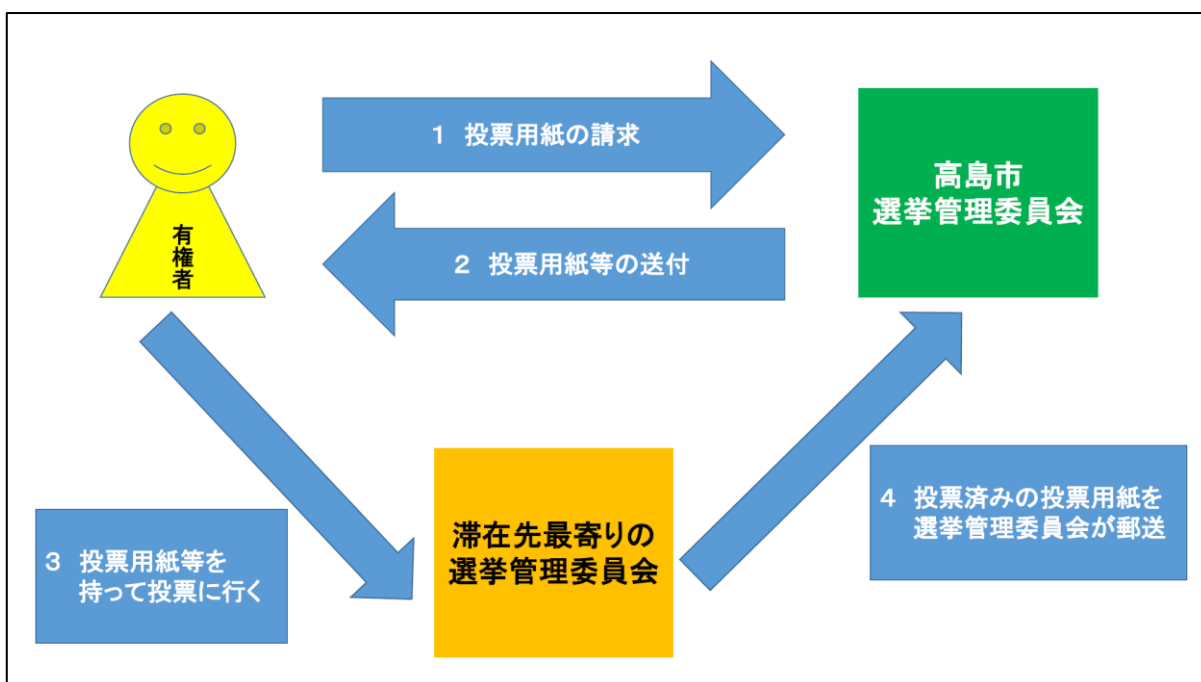
入院中の病院や入所している施設が不在者投票施設に指定されている場合は、その施設内で投票することができます。

また、投票用紙は高島市選挙管理委員会に対し、施設長が本人の代わりに請求することができます。

### ▽出張等で市外におられる方

選挙人名簿に記載されている方で、出張などの理由で市外に出ている方は、高島市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を提出し、投票用紙等を請求することができます。

### ◆不在者投票の流れ◆



- 1 高島市選挙管理委員会に投票用紙を請求（郵送）します。  
※請求様式は高島市のホームページからダウンロードできます。  
※メールやFAXでは請求できません。本人が自書したもののみ有効です。
- 2 高島市選挙管理委員会が滞在先に投票用紙等を送ります。  
(令和3年1月23日(土)以降順次発送)  
※中に入っている封筒を開封した場合、投票ができなくなりますのでご注意ください。

- 3 届いた投票用紙等を持って最寄りの選挙管理委員会へ行き、投票します。  
※選挙期間中でないところは、選挙管理委員会の執務時間中しか投票できませんので、休日や午後5時以降は投票できない場合があります。  
詳しくは滞在先最寄りの選挙管理委員会にご確認ください。
- 4 不在者投票を行わせた選挙管理委員会が、高島市選挙管理委員会に投票用紙を郵送します。

不在者投票は、1月31日（日）までに当市に到着していなければなりません。

郵送に日時を要しますので、お早めに手続き等をしてください。

滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をする場合は、期間等についてあらかじめ滞在地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

その他の詳しいことは、高島市選挙管理委員会か最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

高島市選挙管理委員会

TEL：0740-25-8000

FAX：0740-25-8101

MAIL：[gyosei@city.takashima.lg.jp](mailto:gyosei@city.takashima.lg.jp)